

寒川町町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 12 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 8 号

寒川町町税条例の一部を改正する条例

寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合)

第 20 条の 3 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

第 22 条の見出し及び同条第 1 項中「第 15 条の 3 第 2 項」を「第 15 条の 3 第 3 項」に改め、同項第 3 号中「全員の共有に属する共用部分」を「の家屋」に改める。

第 23 条の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に改め、同項第 5 号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「あん分」を「按分」に、「以後 3 年までの各年度」を「から起算して 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域(第 27 条の 2 において「被災市街地復興推進地域」という。)が定められた場合(避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第 27 条の 2 において同じ。)には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」に改め、同項第 6 号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第 3 項中「あん分」を「按分」に改める。

第 27 条の 2 第 1 項中「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度

から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第 2 項中「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第 9 項中「第 12 条第 24 項」を「第 12 条第 26 項」に改める。

附則第 10 項各号列記以外の部分中「第 7 条第 11 項」を「第 7 条第 14 項」に、「第 12 条第 24 項」を「第 12 条第 26 項」に改め、同項第 5 号中「第 7 条第 11 項」を「第 7 条第 14 項」に改める。

附則第 11 項中「同条第 33 項」を「同条第 32 項」に改め、「、同条第 40 項」を削り、同項第 4 号中「第 15 条第 2 項第 6 号」を「第 15 条第 2 項第 7 号」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「第 15 条第 33 項」を「第 15 条第 32 項」に改め、同項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(8) 法附則第 15 条第 44 項に規定する条例で定める割合 3 分の 1

(9) 法附則第 15 条第 45 項に規定する条例で定める割合 3 分の 2

附則に次の 1 項を加える。

(平成 30 年度分及び平成 31 年度分の軽自動車税の税率の特例)

15 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この項において「初回車両番号指定」という。)を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、当該各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に掲げる表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車 前項第 1 号の表

(2) 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次号において同じ。) 前項第 2 号の表

(3) 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽自動車(前号の規定の適用を受けるものを除く。) 前項第 3 号の表

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 20 条の 3 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。